

令和2年度

施政方針

島本町長 山田 紘平

目 次

1	はじめに	1
2	令和2年度主要施策	3
	（1）思いやりとふれあいのまちづくり	3
	（2）自然と調和した快適なまちづくり	4
	（3）安全・安心なまちづくり	6
	（4）支え合い、生涯元気に暮らすまちづくり	7
	（5）子どもたちを健やかに育むまちづくり	9
	（6）魅力と活力、にぎわいのあるまちづくり	11
	（7）持続可能なまちづくり	12
3	むすび	13

1 はじめに

令和2年度一般会計予算をはじめ、各特別会計予算の審議をお願いするにあたり、町政運営の方針と施策の大綱を申し述べ、議員のみなさまはもとより、住民のみなさまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

新たな「令和」の時代の2年目となる本年は、私が町政運営の重責を担ってから4年目となり、1期4年の任期の最終年を迎えます。

これまで、「まちづくりの根幹は人づくり」と「協働のまちづくり」の理念のもと、各種施策を推進してきました。本年度におきましても、さまざまな行政課題と向き合い、将来を見据えたまちづくりを進め、「小さな町の豊かな暮らし」をめざし、職員一丸となって全力で取り組んでまいります。

昭和15年4月1日に町制を施行し、「島本町」が誕生してから、本年で80周年の節目の年を迎えます。当時の人口は約6千人で、役場の職員は町長を含め12名でした。それから80年を経た現在、本町の人口は3万1千人を超え、町制施行以来の最大人口を更新しております。

これまで、本町のまちづくりを支え、住民福祉の向上や町政の発展に尽くしてこられた多くの方々のご努力に対し、心より敬意を表するとともに深く感謝申し上げます。記念すべきこの年をみなさまとお祝いするため、さまざまな関係機関・団体などと連携し、記念式典や記念事業を展開してまいります。

また、本年度から、新たな「第五次総合計画」に基づくまちづくりを開始いたします。

誰もが取り残されることなく、安心していきいきと暮らせる活力ある地域社会を未来に引き継いでいくため、持続可能なまちづくりを推進してまいります。

さて、我が国の経済状況の先行きについては、緩やかな回復が続くことが期待されているものの、消費税率引上げ後の経済動向を注視するとともに、台風等の被害からの復旧・復興の取組を更に加速し、あわせて米中貿易摩擦などの影響にも留意しなければならない状況にあります。

こうした中で、令和2年度の国の地方財政対策では、地方団体が人づくり革命の実現や地方創生の推進、地域社会の維持・再生、防災・減災対策等に取り組みつつ、安定的に財政運営を行うために必要となる一般財源の総額は、前年度を0.7兆円上回る額を確保することとされたところでございます。

本町の令和2年度一般会計予算は、子育て・教育環境の充実、安全・安心なまちづくり、良好な都市・景観づくりなどを重点に据え、予算編成させていただいたものです。

今後も厳しい財政状況が続く見通しであることから、財政健全化に向けたより一層の取組が求められており、本年度予算においても、さまざまな事業での歳出の縮減に努めましたが、一般財源での歳出が増加しており、多額の財源不足を補うため、積立基金を約9億2千万円取り崩すなど、厳しい財政状況が続いております。

一方、歳入においては、町税は前年度を下回るものの、特定財源である国庫支出金が増額となる見込みであることや積立基金の繰入等により、総額では、昨年度に比べて約16億5千万円の増額を見込んでおります。

このため、今後も歳入の確保と歳出の削減に努めることはもちろん、住民のみなさまと行政が協働し、適切に役割を分担しながら、創意工夫をもって、厳しい財政状況の中でも魅力あるまちづくりを進められるよう、努力してまいります。

これらの方針のもとに編成いたしました令和2年度当初予算の予算規模は、

一般会計	1 3 1 億 7 , 6 0 0 万	円
各特別会計	7 0 億 9 , 8 5 3 万 1 千円	
水道事業会計	9 億 2 , 0 3 0 万	円
下水道事業会計	2 1 億 9 0 万	円
合計	2 3 2 億 9 , 5 7 3 万 1 千円	でございます。

2 令和2年度主要施策

(1) 思いやりとふれあいのまちづくり

基本的人権は、侵すことのできない永久の権利です。

「島本町人権擁護に関する基本条例」に基づき、人権三法など関係法の趣旨を踏まえ、関係団体とも連携しながら、すべての人の人権が尊重される差別のない社会の実現に向け、取組を進めます。また、「核兵器廃絶・平和都市宣言」の趣旨のもと、平和意識の普及・高揚に努めます。

男女共同参画については、性別にかかわらず一人ひとりの個性を尊重し、個人の能力を十分発揮できる社会の実現に向け、「しまもとスマイルプラン～第2期男女共同参画社会をめざす計画～」に基づく取組を進めます。

人権文化センターについては、ここ数年間で、バリアフリー化などの施設改善に取り組んできました。今後とも、人権啓発及び交流等の拠点施設として、より多くの住民のみなさまに、親しみ愛され快適にご利用いただけるよう努めます。

また、より一層の住民参加のまちづくりを推進するため、住民団体等が自主的かつ自発的に行う公益性のある事業を支援する「公募型公益活動支援事業補助金制度」を開始します。

本町のイベントや事業等の情報を幅広い年代に発信するため、時代に即した新たな広報媒体として、「LINE」公式アカウントの運用を開始します。

また、住民のみなさまとの貴重な対話の機会として、タウンミーティングや町長席を引き続き実施します。

(2) 自然と調和した快適なまちづくり

次に、「自然と調和した快適なまちづくり」についてです。

地球温暖化対策のため、再生可能エネルギーの普及促進や省エネルギー化に向けた取組を進めます。

「環境基本計画」に基づき、4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）のさらなる推進に努めるとともに、「しまもとプラスチックスマート宣言」を踏まえた、ポイ捨ての未然防止や分別の徹底などのプラスチックごみ削減に向けた取組を進めます。

清掃工場については、適切な管理運営を行うとともに、施設の長寿命化やより効率的な運営方法について検討します。また、災害発生時における廃棄物処理を円滑に行えるよう、「災害廃棄物処理計画」を策定します。

JR島本駅西地区のまちづくりについては、事業への支援を引き続き行うとともに、景観形成や緑化の推進等について、JR島本駅西地区まちづくり委員会での協議を進めます。

令和3年に目標年次を迎える「都市計画マスタープラン」については、住民のみなさまのご意見を伺いながら、更新事務を進めます。あわせて、景観行政団体への移行をめざし、「景観計画」の策定に向けた取組を進めます。

橋梁については、「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、計画的に補修工事等を進めます。また、桜井跨線橋については、昨年度に引き続き、JR京都線軌道部の補修・補強工事を進めます。

水道事業については、引き続き、「水道事業財政計画」に基づき、効率的な事業運営に努めるとともに、昨年度に引き続き、今後の経営戦略を踏まえた「水道事業ビジョン」の策定に取り組み、より一層、安全かつ強靱で持続可能な水道事業の運営に努めます。

また、大阪広域水道企業団から、年間配水量の約1割の高度浄水処理水を受水し、複数水源により水道水の安定供給に努めます。

施設整備については、水道管路の耐震適合率の更なる向上に努めるとともに、「水道管路更新等計画」に基づく老朽配水管の布設替えや第三低区配水池の補修など、水道施設の老朽化対策に向けた取組を進めます。

危機管理対策の強化を図るため、地下水を原料とした長期保存可能な備蓄用ボトル水を作製し、応急給水訓練やイベントを通じて配布するなど、飲料水の備蓄を住民のみなさまに広くPRするほか、軽トラックに積載できる給水タンクを新たに購入します。

下水道事業については、公営企業会計の移行後2年目を迎える年となりますが、引き続き、「公共下水道事業財政健全化計画」に基づき、より効率的な事業運営に努めるとともに、公共用水域の水質保全や町域内の浸水防除等に努めます。

また、昨年度に引き続き、「下水道事業経営戦略」の策定に向けた取組を進めるとともに、中長期的な視点から経営基盤の強化等に取り組めます。

下水道整備のうち汚水整備については、引き続き、高浜地区における供用開始区域の拡大に努めます。

また、JR島本駅西土地区画整理事業関連として、第三小学校付近の汚水整備に向けた実施設計に取り組めます。

雨水整備については、五反田雨水幹線の年度内の供用開始に向けた整備を継続するとともに、山崎地区の浸水対策として、山崎雨水幹線の第1期整備工事に着手します。

平成24年8月の集中豪雨以降、長年の懸案事項でありました淀川右岸流域下水道高槻島本雨水幹線接続点2-6の供用開始については、長年にわたる高槻市のご尽力により、雨期までに供用開始できる見込みです。

既存の汚水管路については、老朽化等に起因する破損などにより住民生活や社会活動に影響を及ぼさないよう、「ストックマネジメント計画」を策定し、計画的かつ効率的な維持管理に努めます。

山崎ポンプ場については、汚水ポンプの運転に影響が生じないよう、老朽化した汚水除塵機や汚水吐出弁の取替を実施するとともに、照明機器のLED化を進めます。

本年度は、公共下水道の供用開始から30年を迎えるとともに、町制施行80周年を迎えることから、イベント事業などにおいて、マンホールカードの配布を行います。

(3) 安全・安心なまちづくり

次に、「安全・安心なまちづくり」についてです。

大規模自然災害に備え、防災・減災や迅速な復旧に資する施策を総合的に推進するため、「国土強靱化地域計画」の策定に向けた取組を進めます。

「防災ハザードマップ」については、大阪府による水無瀬川の最大浸水想定の見直しを踏まえて改訂し、全戸配布します。

また、避難等の基準となるよう、町内にある水防ため池が災害時に決壊した際の、危険区域を示す「ため池ハザードマップ」を作成します。

住民のみなさまの防災意識の向上のため、自治会、自主防災会等との連携のもと、出張講座の開催や訓練への参加を通して、各地域で防災力を高める取組を進めます。

また、地域防災の担い手である自主防災会について、令和元年度に新たに3つの団体が設立されたことから、その活動に必要な防災資機材等の購入費用を補助します。

高齢化の進展に伴い、救急出動件数が増加傾向にあることから、救急車の適正利用とともに、応急手当の普及啓発に努めます。また、救急救命士を気管挿管などの各種研修に継続して派遣し、救急隊員の資質及び救命効果の向上に努め、住民のみなさまの救急要請に的確に対応します。

消防施設では、聴覚・言語機能障害者が円滑な通報が行える「NET119システム」や、外国人からの通報に対応する「多言語同時通話サービス」を導入し、多様化する緊急通報への対応強化を図ります。

また、継続して住宅用火災警報器設置の啓発活動を行い、火災をはじめとする各種災害による被害の抑制・軽減に努め、安全で安心なまちづくりを推進します。

高槻警察署をはじめ、防犯委員会、防犯協議会等の関係機関との連携をより一層深め、近年増加傾向にある侵入盗や特殊詐欺被害等の犯罪防止に努めます。

また、引き続き、自主的に街頭防犯カメラを設置する自治会への補助を行い、地域における防犯活動を支援します。

(4) 支え合い、生涯元気に暮らすまちづくり

次に、「支え合い、生涯元気に暮らすまちづくり」についてです。

健康づくりの推進のため、胃がん対策として新たに「胃内視鏡検診」を導入するとともに、引き続き、特定健診・がん検診の受診率の向上に努め、健康寿命の延伸に向けた取組を進めます。

風しんの感染拡大を防止するため、引き続き、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性に対し、風しんの抗体検査や定期の予防接種を実施します。

また、乳幼児のロタウイルス感染症を予防するため、新たに定期予防接種の対象となったロタウイルスワクチンについて、本年10月から予防接種を開始できるよう事務を進めます。

高槻島本夜間休日応急診療所における初期救急医療事業や三島二次医療圏域における三次救急医療体制の維持に向け、引き続き関係機関と連携し、取り組めます。

国民健康保険については、持続可能な国民健康保険制度の構築をめざす「大阪府国民健康保険運営方針」を踏まえた事務及び保健事業の実施に努めます。

後期高齢者医療については、高齢者が安心して医療を受けられるよう、引き続き大阪府後期高齢者医療広域連合と連携し、円滑な事業運営に努めます。

「第4期地域福祉計画」及び「第1期自殺対策計画」に基づき、子どもから高齢者まで誰もが安心していきいきと生活できる地域づくりを進めます。

生活保護事業及び生活困窮者自立支援制度を適切に運用し、関係機関と連携しながら、経済的に困窮する方などの生活の安定や自立に向けた支援に取り組みます。

高齢者福祉及び介護保険事業については、昨年度実施した65歳以上の方を対象としたアンケート調査並びに国及び大阪府の動向を踏まえ、「第8期保健福祉計画及び介護保険事業計画」を策定するとともに、高齢者が安心して暮らし続けることができるまちづくりを進めます。

地域包括ケアシステムの構築及び発展のために、介護予防としてのいきいき百歳体操の推進、認知症への対応や在宅医療と介護の連携など、必要な施策の実施や仕組みづくりに引き続き取り組みます。

障害者福祉については、障害福祉サービス等の実施計画となる「第6期障害福祉計画（第2期障害児福祉計画）」を策定するとともに、障害者が自立し、地域の一員として安心して暮らすことができるまちづくりを進めます。

町立図書館では、除籍図書や寄贈図書をリサイクルブックフェアで住民に配布していますが、多くの図書は廃棄処理となっています。これらを販売するなど、歳入手段として活用するための検

討を進めます。

町立体育館については、耐震診断の結果、耐震補強が必要であることなどの課題を抱えていることから、町立体育館の今後の在り方について、町財政との整合を図りながら、民間活力の導入や他自治体の状況なども踏まえ、さらに検討を進めます。

(5) 子どもたちを健やかに育むまちづくり

次に、「子どもたちを健やかに育むまちづくり」についてです。

妊娠期から子育て期にわたり、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じ、関係機関による切れ目のない支援を行うため、本年10月から、「子育て世代包括支援センター」を設置します。

本年3月策定の「第二期子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に進めます。

平成30年11月に策定した「保育基盤整備加速化方針」に基づき、引き続き、第四保育所の耐震対応として役場前客用駐車場への移転新築を進めるとともに、就学前児童の待機児童対策のため、第二幼稚園跡地及び第四保育所跡地における民間幼保連携型認定こども園の整備を進めます。

保育基盤の整備拡充に伴う民間保育所等への保育士確保策として、保育士の宿舎を借り上げるための費用の一部を補助する制度を創設し、民間保育所等における保育士の確保及び就業継続の取組を進めます。

幼児教育・保育の無償化を踏まえ、3歳以上児に係る保育所給食費のうち主食費については令和2年度から各事業者が徴収するように改める一方、副食費の徴収が免除となる低所得世帯等を対象に、町独自で、主食費の一部を補助する制度を創設します。

本年 3 月策定の「第 4 期ひとり親家庭等自立促進計画」に基づき、ひとり親家庭が安定した生活を営みながら、安心して子どもを育てることができる社会づくりを進めます。

放課後に安全で安心な子どもの活動場所を確保することなどを目的として、各小学校で実施している校庭開放について、実施方法の見直し及び実施日数の拡充により、事業の更なる充実を図ります。

旧町立キャンプ場については、施設の老朽化や周辺の荒廃も進んでいることから、このまま放置しておくことは安全面からも問題があるため、施設の早期撤去に向けた事務を進めます。

学校施設の整備については、第三小学校 A 棟の建替え工事を着実に進めるとともに、第一小学校の老朽化した校舎の屋上防水工事を実施します。

学校施設の状況調査及び課題を整理し、「学校施設長寿命化計画」を策定し、中長期的な施設の維持管理に努めます。

新学習指導要領に定められている、情報活用能力の育成に資するため、高速大容量ネットワーク等の ICT（情報通信技術）環境の整備を図っていきます。

次期学習指導要領が求める「資質・能力」の育成や「主体的・対話的で深い学び」、各教科の新しい学びを進め、わかりやすく深まる授業の実現をめざします。

英語教育については、引き続き、外国語指導助手による就学前の英語活動及び文部科学省の教育課程特例校としての取組、実用英語技能検定受験者への補助等を通じ、中学校卒業時に英検 3 級程度の学力が身につくよう取り組みます。

支援教育体制については、すべての児童・生徒が安心して学べる環境や相互理解の促進、保護者も含めた情報共有の必要性から、

福祉部局との連携のもと、就学前から学齢期、社会参加に至るまで、地域で切れ目のない支援が受けられる連携体制を構築します。

（６）魅力と活力、にぎわいのあるまちづくり

次に、「魅力と活力、にぎわいのあるまちづくり」についてです。

商工会や商店街関係者との意見交換の場である商店街サミットを通じ、商店街の活性化や空き店舗の解消、駅前のにぎわいづくりに取り組むことで、駅前エリア等の魅力向上に努めます。

生産緑地地区については、指定に係る区域の規模を500平方メートル以上から300平方メートル以上に引き下げを行ったうえで、新たに地区を指定するなど、都市農業の振興に努めます。

自然環境の保全、地下水のかん養、防災対策等を目的として、サントリー天然水の森事業による企業との連携や保安林整備事業の活用により、森林整備を継続的に推進します。

町立歴史文化資料館の企画展において、町制施行80周年を迎える本町の歴史を、写真展示や実物資料で町内外のみなさまに広く紹介します。

町制施行80周年を記念し、観光マップや「みづまろくん」の撮影用パネル等を作成するとともに、町内の魅力的なスポットの写真を集める「観光フォトコンテスト」を開催し、観光振興とまちの魅力発信に取り組みます。

また、大学と連携して学生デザインによる記念グッズ等を作成し、記念式典や関連イベントなどで活用します。

「みづまろくん」をより積極的に活用していくため、着ぐるみのスタッフやPR活動をしていただくボランティアによるサポーター制度を開始します。

(7) 持続可能なまちづくり

最後に、「持続可能なまちづくり」についてです。

「第六次行財政改革プラン」に基づき、引き続き、事務事業を精査し、見直しと効率化、経費削減などを進めるほか、積極的な財源確保など、限られた財源と人材を有効活用し、今後も持続的に行財政運営を行っていくための取組を積極的に進めます。

また、本町が抱える課題の解決や、サービスの向上、業務の効率化等をめざし、近隣自治体との広域連携をはじめ、企業や大学、団体など、多様な主体との連携・協働に努めます。

会議の見直しの一環として、AI（人工知能）を活用して音声データを文字化する「会議録作成支援システム」を導入し、事務作業の効率化と負担軽減を図ります。また、プラスチックごみ削減の取組等を踏まえ、会議での飲料提供を原則廃止し、マイボトルの持参を推進します。

夜間や休日における住民票予約受取サービスについて、実施に向けて取り組みます。

昨年策定した「マイナンバーカード交付円滑化計画」に基づき、マイナンバーカードの普及促進に努めます。

役場庁舎の耐震化については、財政状況を勘案し、庁舎建替えをできるだけ早期に実現できるよう、「新庁舎建設基本計画」の一部見直しや実施時期の再検討も含め、引き続き取組を継続します。

「自治体クラウド」については、豊能町、河南町及び千早赤阪村の3町村で構成する自治体クラウドへの参加に向けて、移行作業等を進めます。

職員の人材育成を通じ、職員対応力や経営感覚のさらなる向上に努めるとともに、引き続き長時間労働などへの対応を進めます。また、会計年度任用職員制度の施行なども踏まえ、任用形態な

どに関わらず、健康で意欲をもって働くことができる職場環境づくりに努めます。

3 むすび

以上、令和2年度の町政運営の基本方針及び主要施策の大綱を申し述べました。

時代の変化とともに生じる、さまざまな課題に対応するため、スピード感をもって施策を実行していく必要があります。そのためには、引き続き議会や住民のみなさま、その他関係機関や団体のみなさまとの連携・協働が必要不可欠であります。

先人が築きあげてこられたこの町の魅力をさらに磨きあげるとともに、島本町ならではの新しい魅力を創造し、未来の世代に向けて確実につないでいくため、積極的に対話と交流を重ね、みなさまと共に「ONE TEAM」となって、まちづくりを推進する所存でございます。

議員のみなさまのご指導とご鞭撻、住民のみなさまのご理解とご協力を心からお願い申しあげ、施政方針といたします。